

2006年度「法理学特講」小テスト

12月14日実施 / 出題: 足立英彦

1. サヴィニーの思想について次の問いに答えよ。

(a) 次の文章の空白を埋めよ。

「1814年にハイデルベルク大学の(1)は、『ドイツにおける一般民法典の必要性について』という小冊子によって、ドイツ全体に通用する一般民法典の編纂を提唱した。これに対してベルリン大学のサヴィニーは、『立法および法学に対する現代の使命について』という論文を発表して、法典編纂は時期尚早であると反論した。サヴィニーによれば、抽象的・合理的な自然法論を基礎にして、既存の法を顧慮することなく法典の内容を定めようとするのは、言語と同じく「(2)」の発露であり、歴史的発展とともにおのずから生成・発展していく法を歪めるものである。そして彼は、現代の任務は法典編纂ではなく法の(3)研究によって、未成熟な法学の水準向上を図ることであると主張した。」

(b) 次の文章の空白を埋めよ。

「サヴィニーを創始者とする(4)派が主要な研究の対象としたのは、ドイツ民族固有の法ではなく、ドイツ各領邦で通用する「普通法」たる性格を有した(5)法であった。」

2. いわゆる「概念法学」について次の問いに答えよ。

(a) ベルリン大学におけるサヴィニーの後継者であり、後に「概念法学の創始者」とみなされるようになる学者は誰か。

(b) 概念法学が「概念ピラミッド」を形成する方法を説明せよ。

3. フランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt) の思想について書かれた次の文章の空白を埋めよ。

「リストによれば、原始社会における刑は、自分の生活条件を侵害された人々による本能的・盲目的な(1)である。その後、人間精神の発展にともない、刑の目的が意識されるようになり、さらにその意識化は、科刑主体が当事者から第三者に移行すること、すなわち「(刑の 2)」によって促進される。その結果、刑の目的は(3)侵害からの保護であると考えられるようになり、また、そういった刑の目的に合わせて刑が定められるようになる。このように、刑の歴史は「本能的・盲目的な(1)から、目的を考慮した(3)保護へ」という発展傾向を有しているのであり、この傾向をさらに進めることが今後の刑法(4)の課題なのである。」

4. ヘルマン・カントロヴィッチ (Hermann Kantorowicz) は概念法学や法律実証主義を批判したが、その際彼が挙げた両者に共通する欠点 (2 つ) を説明せよ。

以上